資料6

各実施機関の公文書管理規程の一部改正案の概要

	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	労働委員会	企業庁	病院事業庁	県立看護大学
	資料7	資料8	資料9	資料 10	資料 11	資料 12	資料 13	資料 14
三重県公文書管理規程の改正に準じた規定の整理など （条例の略称が及ぶ範囲の限定等）	○	○	○	○	○	○	○	○
地域機関等の定義に「三重県立中学校」を加える （令和7年4月1日施行）	○							
文書管理システム導入に伴う規定の整備 （「記入」を「記入又は入力」に改める等）								○